

当地に在留・滞在している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2023年1月4日

イスラエル当局による新型コロナウイルス対応に関する情報提供 1/4
(コロナ陽性時の自主隔離期間)

● イスラエルにおける新型コロナウイルス陽性時の隔離期間は最短で満5日間(公的機関で検査を受けた日を1日目とカウントする)です。

隔離4日目と5日目を無症状で経過し、かつ隔離4日目夜及び5日目夜に家庭用抗原検査キットを用いて検査を行い、両日とも検査結果が陰性であった場合、かかりつけ医もしくは加入するHMOからの回復証明を取得した後、5日目の24:00をもって、隔離を終了することができます。当地のHMOに未加入の方は、回復証明書を取得するために、*5400(保健省)に電話し、隔離終了を希望する旨を伝え、指示に従ってください。

4日目もしくは5日目の抗原検査で陽性であった場合、もしくは上記期間に症状があった場合は、5日間で隔離を終了することはできません。この場合、隔離期間は満7日間になります。隔離終了のために追加で検査を受ける必要はありませんが、回復証明書を取得する必要がありますので、*5400に電話し、用件を伝えてください。

(保健省ホームページ: Confirmed Cases and Patients)

<https://corona.health.gov.il/en/confirmed-cases-and-patients/cases-recovered/>

● 宿泊先ホテルで自主隔離する場合、ホテル側に新型コロナウイルス検査結果が陽性であることを伝え、ホテル側の指示に従ってください(以下URLを御参照ください)。

(保健省ホームページ: Isolation for Non-Israeli Confirmed COVID Cases)

<https://corona.health.gov.il/en/isolation-lobby/isolation-entering-israel/>

【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館ホームページ:

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>